

# 建設委員会記録

開催日時 平成28年3月7日(月) 17:31～17:49

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長  
清水 勉 副委員長  
池田 慎久 委員  
森山 賀文 委員  
大国 正博 委員  
乾 浩之 委員  
太田 敦 委員  
国中 憲治 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第54号 奈良県公共交通基本計画の策定について

(2) 2月定例県議会追加提出予定議案等について

<会議の経過>

○岩田委員長 それでは、ただいまから建設委員会を開会いたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱から説明願います。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 県土マネジメント部所管の2月定例県議会提出議案についてご説明します。

議第54号、奈良県公共交通基本計画の策定についてです。資料「奈良県公共交通基本計画のポイント」に基づいてご説明します。この計画ですけれども、平成25年7月に議会の提案により制定された奈良県公共交通条例を根拠にして知事が策定するものです。

内容については、既に1月、2月の建設委員会などでもご説明しておりますけれども、改めてご説明いたします。

まず、奈良県公共交通基本計画のポイントです。主に6つのポイントがあります。まず、1点目として、公共交通を社会インフラとして位置づけるということです。2点目ですが、交通サービスを実現するに当たって、移動ニーズに応じた形で実現していくということです。3点目ですが、そのためには県のみならず市町村、交通事業者はもちろんですが、その他住民、国も含めてですが、そういった方々とも連携・協働しながら実現していく、いわゆる奈良モデルの手法で追求していきたいということです。4点目ですけれども、交通サービス、公共交通の範囲ですが、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどに加えて、その他、施設バスなど、幅広く交通サービスを捉えながら追求してまいりたいということです。5点目ですけれども、交通という派生事業の特性を踏まえ、まちづくりはもちろんですが、保健、医療、教育、福祉、観光などに係る施策との連携も徹底してまいりたいということです。そして、論より証拠ということで、データに基づく実証的アプローチを図ってまいりたいということです。計画期間は、平成28年4月から平成33年3月の5年間としたいと考えております。

この6つのポイントを基本的な方針として、具体的にどういう施策をやっていくかということです。総合的かつ計画的に講ずべき主な施策として位置づけておりますが、これまでの取り組みをさらに推進していくもの、そして取り組み内容を今後新たに検討する施策ということで、大きく2つに分けております。

主なものを説明しますと、まず、これまでの取り組みをさらに推進していくものとして、先ほど県と全市町村との共同名義で策定した奈良県地域公共交通網形成計画に基づき、移動ニーズに応じた交通サービスの実現の追求をしてまいりたいということです。その他、既に行っているものとして、例えばバリアフリー、バス待ち環境の整備など、公共交通の

利用環境の整備、そして県民などとのコミュニケーション、情報発信、情報の受信、そういったものを図ってまいりたいと思います。

そして、今後新たに検討する施策として主なものとしては、無人化された鉄道駅をどのように活性化するか、その際にはどのように県が関与すべきかというのを勉強してまいりたいと思います。そして、交通事業者を働く場としての視点で、雇用の確保あるいは人材の問題などについても、県としても勉強してまいりたいと考えております。その他、県職員をはじめとした公共交通にかかわる人材の育成という点にも、どうすればいいかを研究してまいりたいと思います。

以上が、概要の説明です。議会でご承認いただきましたら、県としても引き続きさらに公共交通施策を推進してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、ただいまより付託を受けました議案についての採決を行います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

平成28年度議案、議第54号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。平成28年度議案、議第54号については原案どおり可決することに決しました。

これもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、2月定例県議会追加提出予定議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説明願います。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の2月定例県議会追加提出予定議案についてご説明いたします。

資料「2月定例県議会追加提出予定議案の概要」の5ページ、繰越明許費補正の新規です。県土マネジメント部所管に係るものですが、道路維持修繕事業、道路橋りょう整備事業、6ページの交通安全施設整備事業からダム建設事業まで、7ページの公共土木施設災害復旧事業の合わせて10の事業で新たにお願いするものです。

また、7ページの道路改良事業、河川改良事業、砂防事業の3つの事業ですが、変更をお願いするものです。

施工中の工事箇所が、昨年の7月の台風11号によって被災をしたことや、工事の施工方法や条件について、地元、地域との調整といったものが難航したことや、あと、用地交渉の難航による用地買収のおくれといった理由で、やむを得ず、それぞれ記載の金額を繰り越しをお願いするものです。

8ページの流域下水道事業費特別会計についても、補助流域下水道事業で新たに繰越明許費をお願いしたいというものです。この工事ですが、第一浄化センターにおいて、ブロワと呼ばれる送風機の大きいようなものですが、その移設工事をしておりました。しかし、実際に移設するに当たり、これを分解するのですが、分解したところ、劣化が進んでおり、必要な部品の交換がふえたということで、やむを得ず繰り越しをお願いするものです。

繰越明許費については、たびたびご指摘を頂戴しているところです。今年度については、昨年度に比べると若干少なくなっておりますが、まだ額としては大きな数字です。この繰越明許費の削減については、来年度以降も部局一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、10ページのⅡ契約等ですが、請負契約の変更が2件あります。

2 道路整備事業にかかる請負契約の変更についてですが、請負契約名が一般国道309号丹生バイパス社会資本整備総合交付金事業（道路改良）工事です。この工事は、国道309号丹生バイパスの丹生トンネルの工事です。工期は記載のとおり、ことしの3月28日までです。労務単価の上昇、あるいは工事を一時中止しましたが、その一時中止に伴う費用の増加、それから換気施設の変更といったものに対応するため、記載のとおり契約金額の変更をするものです。

3 地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更についてですが、請負契約名は折立地区地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事です。この工事は、十津川村折立地区において、紀伊半島大水害により発生した災害、地すべりですが、これをと

めるための工事です。工期は同じくことしの3月28日までとなっています。労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

2月定例県議会追加提出予定議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の2月定例県議会追加提出予定議案についてご説明いたします。

資料「2月定例県議会追加提出予定議案の概要」の5ページ、繰越明許費補正の新規です。6ページの街路事業、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業、土地区画整理事業、都市公園整備事業、奈良公園施設魅力向上事業、奈良公園整備事業、飛鳥・藤原地域魅力向上事業、県営住宅建替事業、県営住宅ストック総合改善事業です。それぞれ、例えば地元調整等に不測の日時を要した、あるいは関係機関との調整に日時を要した、また工法検討等に不測の日時を要したといった記載の理由により、それぞれ記載の金額をやむを得ず繰り越しをお願いするものです。

次に、7ページの変更ですが、平城宮跡の利活用推進事業は、事業用地における土壌汚染対策、野鳥の保護、あるいは文化財発掘調査といったところに慎重に対応せざるを得ないという状況で、現場状況といいますか、地元調整に不測の日時を要したことにより、やむを得ず繰越額の変更をお願いするものです。

今後の執行については、先ほども県土マネジメント部長から申し上げましたが、計画的かつ着実に執行、進捗管理に努めてまいります。少しでも多くの年度内完成、また新年度での早期完成に向けて取り組んでまいります。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

10ページのⅡ契約等、平城宮跡歴史公園用地の取得の変更についてです。平城宮跡歴史公園の用地である積水化学工業の跡地について、用地先行取得制度を活用し、奈良県土地開発公社が平成24年度に用地を取得しました。その後、用地内で土壌汚染が見つかったことから、奈良県土地開発公社と積水化学工業株式会社との間で、契約内容に基づきその土壌汚染対策に係る費用分について、契約金額を減額することになりました。それに伴って、奈良県と奈良県土地開発公社との土地売買契約についても2億5,000万余の減額となり、取得金額が記載のとおり変更となるものです。

12ページのⅢ報告ですが、地方自治法の規定による専決処分の報告についてです。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。こ

れは家賃滞納月数が6カ月以上、または滞納額が20万円以上のもののうちで、特に悪質と認められる8件について、住宅の明け渡し等の請求申し立てをしましたので、ご報告するものです。

以上で、まちづくり推進局所管の2月定例県議会追加提出予定議案の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○岩田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、質疑はただいま説明ありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして、質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。